

台風15号、19号及び10月25日の大雨による住宅の修繕に対する支援・補助制度のご案内

罹災証明により「一部損壊」と認定された自らが居住する住宅を修繕する場合、災害救助法の応急修理による支援や被災住宅修繕緊急支援事業による補助を受けることができます。

※「半壊」と認定された方は裏面をご覧ください。

損害割合

大

損害割合

小

A. 応急修理の対象となる場合

○対象工事

- ・損害割合が 10%以上 20%未満
- ・日常生活に必要欠くことのできない部分の工事に限る。※内装に関するものは原則として対象外
- ・家電製品、家具などは対象外

○支援金額

- ・工事費が150万円以下の場合、**最大30万円**
- ・工事費が150万円を超える場合、
超えた額の20% (最大20万円) を上乗せ
例) 工事費が200万円の場合
 $30万円 + (200万円 - 150万円) \times 20\% = 40万円$

B. 被災住宅修繕緊急支援事業

○対象工事

- ・損害割合が 10%未満
- ・応急修理の対象で、工事代金が精算済みのため支援の対象外となった場合
- ・対象となる工事の範囲はA.応急修理と同様
- ・対象となる工事費が20万円以上の工事に限る。(※工事費の下限額)

○補助金額

- ・工事費の20% (最大50万円)
例) 工事費が200万円の場合
 $200万円 \times 20\% = 40万円$
工事費が250万円の場合
 $250万円 \times 20\% = 50万円$ (上限額)

【申請にあたってご用意していただくもの】

- (1) 写真・・・住宅の外観全景と被災状況が分かるカラー写真(印刷したもの)
- (2) 罹災証明書・・・罹災証明書(写)を提出していただきます。まだ、交付を受けていない方は、市役所2階 危機管理室の窓口で交付してもらうようお願いいたします。
- (3) 工事の見積書・・・修理工事を依頼する業者に作成してもらうようお願いいたします。

※制度の詳細、手続きの流れ、申請書類などについては下記の間合せ先までご相談ください。

問合せ先：銚子市都市整備課 建築住宅班 ☎0479-24-8899

台風被害により住居が「半壊」と認定された方へ

※損害の程度については、市が発行した罹災証明書により判断いたします。

住宅の修理工事をする場合、上限額59万5千円の支援があります。

●被災した住宅の応急修理制度について（現物給付）

災害救助法に基づき、自らが居住する住宅で、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を応急的に修理する制度です。修理工事を請け負った業者に対し、市が直接工事代金を支払います。被災された方に資金が提供されるものではありません。※工事代金を精算済みの場合は支援の対象外となりますのでご注意ください。なお、その場合には表面のB.被災住宅修繕緊急支援事業の対象となります。

対象者

令和元年台風15号からの一連の災害のため住宅が損壊し、罹災証明書により半壊の判定を受けた者（世帯）で、自らの資力で応急修理することができないことが要件となります。

応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所が工事の対象範囲です。

※台風の被害と直接関係ある修理のみが対象です。

※内装に関するものは原則として対象外です。

※家電製品、家具、照明器具等は対象外です。

費用の限度額

1世帯あたりの限度額は59万5千円以内です。（原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含む。）※限度額を超える工事に関しては、被災者の負担となります。

工事完了期限

申込状況や工事の進捗状況に応じて別途設定をする予定です。

申請にあたってご用意していただくもの

- (1) 写真・・・住宅の外観全景と被災状況が分かるカラー写真（印刷したもの）
- (2) 罹災証明書・・・罹災証明書（写）を提出していただきます。
- (3) 工事の見積書・・・修理工事を依頼する業者に作成してもらうようお願いします。

※制度の詳細、手続きの流れ、申請書類などについては下記の間合せ先までご相談ください。

問合せ先：銚子市都市整備課 建築住宅班 ☎0479-24-8899

罹災証明書について

令和元年台風15号、台風19号及び10月25日の大雨により住宅などに被害を受けられた方に、必要に応じて罹災証明書を発行しています。

被害写真などをご持参の上、**市役所2階 危機管理室**までお越しください。

罹災証明書に関する問合せ先：銚子市役所 危機管理室 ☎ 0479-24-8193